

# 「宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次・中間案）」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・後提言に対する宮城県の考え方

令和3年2月16日

宮城県では、「宮城県民間非営利活動促進基本計画（第5次・中間案）」について、令和2年11月19日から令和2年12月18日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、1人、1団体から合計11件の貴重な御意見・御提言を頂きました。

頂きました御意見等につきましては、この基本計画策定の参考とさせていただきました。御協力ありがとうございました。

頂きました御意見等に対する宮城県の考え方につきまして、以下のとおり回答いたします。

番号	章	節	頁	御意見・御提言の内容 (要旨)	宮城県の考え方
1	第1章	第4節	P2・P3	<p>本計画の対象として、町内会や自治会等の地縁団体、公益法人、社会福祉法人、協同組合、一般社団法人等も含まれるとあるが、内容を見ると到底それらが参画できるものではないように受け取れる。これらの弱小公益団体の役割と行政との分担についての方向性はどのようになっているのか。</p> <p>町内会や自治会等の地縁団体、公益法人、社会福祉法人、協同組合、一般社団法人等に対する活動の評価はどのようになっているのか。</p> <p>現段階では無理でも、町内会や自治会等の地縁団体、公益法人、社会福祉法人、協同組合、一般社団法人等の位置付けや評価の仕方、評価後の対応など、5年計画としては運営図に記載されるべきものと考えているが、どのように示されるのか。</p>	<p>この基本計画は、御意見にありますとおり、NPO法人や任意の市民活動団体など「市民が自主的・自発的に組織した社会的・公益的な活動を行う団体」のほか、活動の内容に応じて、町内会や自治会等の地縁団体、公益法人、社会福祉法人、協同組合等も含むNPOを対象としております。これらのNPO活動の促進に当たっては、NPOの自主性・自律性を尊重しながら、基本計画の基本理念と基本方針に基づき、施策や事業を展開することとしております。</p> <p>基本計画（第5次）中間案では、基本方針3として「NPOと多様な主体とのパートナーシップの確立」を掲げ、NPOと行政との協働を推進するため、地域の課題解決に取り組むNPOに一番近い基礎自治体である市町村への協力・支援を行うとともに、各団体を所管する庁内関係各課と情報交換しながら、NPOとの連携・協力を深め、多様な協働を進めていくこととしております。</p> <p>また、NPO活動は自発的な意思と自己責任の下に行われ、その自主性・自律性が尊重され、かつ、公共の福祉の向上に寄与するものでなければならないことから、第2章第4節の「1 説明責任と情報公開」で述べているとおり、NPOがより多くの人々からの理解と支持を得て、社会からの信頼を確かなものとしていくためには、説明責任と情報公開が重要と考えております。県としても、NPO法人に限らず、NPOが自ら行う情報公開・情報発信をサポートしてまいりたいと考えております。</p>

2	第4章	第1節	<p>P34</p> <p>⑤</p> <p>現在：運用手引書を提供するなど</p> <p>修正：運用手引書を提供し、説明会を開催するなど</p>	<p>御意見を踏まえ、第4章第1節2(2)「⑤ NPO活動拠点の確保」を修正しました。</p> <p>遊休施設の運用手引書については、市町村NPO担当課長会議などの場を活用し、市町村へ情報提供していきたいと考えております。</p>
3	第4章	第2節	<p>P35</p> <p>第二節</p> <p>ふるさと納税の活用による、NPOの資金支援を進めます。宮城県でのふるさと納税の仕組み化はもちろんのこと、市町村が自治体の課題を解決する活動を行うNPOに対してもふるさと納税ができるよう、しくみづくりを支援します。</p> <p>参考：佐賀県、神戸市など</p>	<p>御意見のありましたふるさと納税の活用については、第4章第1節2(2)「④ 寄附促進の仕組みづくり」において、活用を検討していくこととしております。検討に当たっては、他県等の取組を参考に市町村と情報共有しながら進めてまいりたいと考えております。</p>
4	第4章	第3節	<p>P37</p> <p>1(1)①</p> <p>現在：市民やNPOが参加できるように情報の公開及び提供を推進します</p> <p>修正：市民やNPOが県庁職員や専門家と共に、その課題を多角的に検討する場を設けたり、情報の公開及び提供を推進するために担当窓口を設置します。</p> <p>(参画と協働が大事だが、協働に関しては記載があるものの、参画やプロセスにかかわる推進が少ないのではと思います)</p>	<p>御意見を踏まえ、第4章第3節において「3 協働を進める上で留意すること」を項目立てし、「(3) 地域課題の解決に向けた話し合いの促進」を新規追加しました。市町村とともに多様な主体が参画する話し合いにより地域の課題を解決する仕組みが構築されるよう普及啓発に努めてまいります。</p>
5	第4章	第3節	<p>1(1)③</p> <p>現在：各種審議会委員の公募を</p> <p>修正：各種審議会委員のNPO枠を設けること、そして関心ある県民からの公募を</p>	<p>各種審議会等については、附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例(平成12年宮城県条例第113号)により、設置目的及び審議内容などを勘案し必要に応じて構成員の公募を行い、公募者のうちから選任するよう努めております。</p> <p>なお、附属機関の設置については、適正な行政運営を確保するため、県民、関係団体、専門的知識を有する者等からの意見を必要とされ、その構成員については、各附属機関の目的等を勘案して選任されますので、御理解願います。</p>

6	第4章	第3節	P 40	<p>頻発する自然災害に関連して活動するNPOの支援と協働の促進</p> <p>県域での災害時・復興時のNPOと多様な主体による協働の仕組みを作ります。資金、情報、協働コーディネート、場の提供を行います。</p>	<p>御意見のありました協働の仕組みづくりについては、第4章第3節3「(2)復興の取組における協働、防災・新たな災害や感染症等に備えた体制構築」において、今後起こりうる自然災害や感染症等不測の事態に備え、行政をはじめ社会福祉協議会、NPOやボランティアなどの平時からの関係づくりに努めることとしております。</p> <p>その他の御意見につきましては、今後具体的な取組を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
7	第4章	第3節	P 39	<p>宮城県の公共事業入札総合評価制度におけるボランティア活動への参加実績として、評価対象となる仕組みなど、その他のNPO関連施策を積極的に企業、NPOに周知し活用を促し、企業社員のボランティア参加や協働を推進します。</p>	<p>NPOと多様な主体との協働を推進していくため、御意見につきましては今後の参考とさせていただきます。</p>
8	第4章	第3節	P 39	<p>ボランティアやNPOの次世代育成のために、県内の高校とNPOの連携協働を推進します。さらには、中学生がボランティアやNPOを知り活動を体験し、自ら主体的に活動を実施できるようになるために、市町村へのサポートを行います。</p>	<p>御意見のありました学校との連携等については、第4章第3節2「(3)教育機関」において、生徒の体験活動の機会や場の提供とともに、社会貢献活動への意識醸成と活動意欲を喚起するなど、教育内容をより豊かにするといった相乗効果を更に広げるため、学校教育や社会教育の場など教育現場とNPOとの連携強化に努めていくこととしております。</p>
9	第5章	第2節	P 41	<p>P41 第二節</p> <p>NPOパートナーシップ推進員の仕組みを見直し発展させます。県庁本庁と地方振興事務所に協働コーディネーターを配置し、県庁内の各部署各機関と地域課題、NPOを繋ぎコーディネートし、効果的な協働につなげます。</p> <p>参考：京都府 URL ホーム &gt; 府政情報 &gt; 府政運営・行財政改革 &gt; 協働コーディネーター</p>	<p>御紹介のありました京都府の取組については、NPOと行政とのパートナーシップを推進する上で有効な手法の一つであると考えますので、本県の実情に即したNPO活動の推進体制の整備を進める際の参考とさせていただきます。</p>

10	第5章	第2節	<p>P 41 ・ P 42</p> <p>県庁内でのNPOの理解を進め、部局連携での多様な主体による問題解決・未来創造を積極的に進めます。(県庁の職員に相談すれば、部局を問わず積極的につないで情報提供していただけて、それが課題解決の一步につながるような状態を目指します)</p>	<p>御意見のありました県庁内におけるNPO活動の推進体制については、第5章第2節「2 NPO活動の促進のための情報共有と推進体制の整備」及び「4 職員への研修の充実」において、職員のNPOへの理解促進をより一層進めるとともに、多様な主体との連携・協働を進めていく上で必要な部局連携や支援体制の構築など、NPOと行政とのパートナーシップの推進に努めていくこととしております。</p>
11	第5章	第2節 ・ 第3節	<p>P 40 ・ P 36</p> <p>県北エリア、県南エリアにおいて、県職員とNPOメンバーが共に学びあったり地域の問題や課題について語り合う地域円卓会議などの機会を作ります。</p>	<p>御意見を踏まえ、第4章第3節において「3 協働を進める上で留意すること」を項目立てし、「(3) 地域課題の解決に向けた話し合いの促進」を新規追加しました。</p> <p>また、第4章第2節1「(2)広域的促進機能」において、県内全域のNPO活動の促進を図るため、効果的なNPO支援体制の検討を進めることとしております。</p>